

# 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局			
			事業規模				
<b>2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現</b>							
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現							
	ア. 仕事と生活の調和の推進						
34	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。(再掲)	(No. 31参照)	生活文化局			
35	ワーク・ライフ・バランス推進事業	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。(再掲)  学生時、就職時、出産時、熟年期の各段階でワーク・ライフ・バランスを学ぶことができるよう取組を行います。	(No. 32参照)  ・子供が生まれる前から、夫婦がともにワーク・ライフ・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布 ・若者に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（キャリアデザインプログラムの普及・啓発） ・男性参画のための講座の開催	生活文化局			
36	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。  企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	登録企業 年間500社  登録企業の取組を、ホームページ「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」に掲載し広く公表  両立支援アドバイザー 2名配置 (来所及び企業訪問により相談、助言)	産業労働局			
37	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	平成24年度事業終了	産業労働局			

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
201	中小企業ワークライフバランス実践支援事業	中小企業における仕事と介護の両立や社内の育児支援等、ワークライフバランスを推進し、従業員が安心して働くことのできる雇用環境整備を働きかけていくため、中小企業等の雇用環境整備について支援します。	平成28年度事業終了 ※前年度からの継続分のみ下記を実施 ・ワークライフバランス推進助成金 120社	産業労働局
202	課題解決型雇用環境整備事業	労働時間や福利厚生など、各業界の実態に即した雇用環境面の課題と、職場定着に効果的な社内教育や積極的な採用活動等に一体的に取り組む同業種の中小企業団体やグループを支援し、雇用環境の改善、人材確保や定着を促進するとともに、事	平成28年度事業終了 ※前年度選定分のみ補助実施 補助対象 2グループ	産業労働局
38	いきいき職場推進事業	「いきいき職場推進事業認定企業」の認定 従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働く職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表します。 「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施します。	認定企業 13社程度 応募部門 6部門  ワークライフバランスフェスタ東京 1回	産業労働局
39	働き方の改革「東京モデル」事業	大企業や中小企業が実施する、グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進します。	平成24年度事業終了	産業労働局
40	「東京しごとの日」の設定	都が「東京しごとの日」を設定し、企業と都が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた様々な取組を集中的に実施し、その効果等を広く発信することにより、働く人がいきいきと働き続けられる職場環境をつくるとともに、仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成を図ります。	平成24年度事業終了	産業労働局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
	213 仕事と介護の両立推進事業 (平成27年度新規事業)	仕事と介護の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と介護の両立推進シンポジウム 1回</li> <li>・相談会の実施 4回</li> <li>・仕事と介護の両立推進ポータルサイトの運用</li> </ul>	産業労働局
	214 家事サービスを活用した両立支援推進事業 (平成27年度新規事業)	仕事と家庭の両立支援としての家事サービスの導入を促すため、企業内の家事サービス導入の取組みを奨励し、取組内容等を紹介します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内体制整備及びサービス利用料に対する助成10社</li> </ul>	産業労働局
	41 事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働く職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行うとともに、事業所内保育事業の認可を受ける事業者に対し設置費補助を行う区市町村の取組を支援します。	30か所	福祉保健局
	42 院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	115か所	福祉保健局
<b>(2) 子育てに対する支援</b>				
<b>ア. 保育サービスの充実</b>				
43	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。	福祉保健局
44	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 142か所、B型 19か所	福祉保健局
45	認証保育所に対する不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・都市計画税</li> <li>・不動産取得税</li> <li>・事業所税</li> </ul>	主税局
46	家庭的保育事業の推進	主に自宅で家庭的な保育を行う家庭的保育事業を推進します。	乳幼児数 都制度： 265人 (区部は一部財政調整交付金により実施) 国制度：1,573人	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
47	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所	福祉保健局
48	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	2,559か所 一般型（保育短時間認定）937か所 一般型（保育標準時間認定）1,616か所 訪問型（保育短時間認定）3か所 訪問型（保育標準時間認定）3か所	福祉保健局
49	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。 また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 139か所  体調不良児対応型事業 29か所  非施設型（訪問型）事業 1か所	福祉保健局
50	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	（終了年度）26年度事業終了 （経緯）27年度より、休日保育は「子どものための教育・保育給付費」の中の一加算として統合。	福祉保健局
51	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	619園	生活文化局
52	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 4か所 ・開設後運営指導 16か所 ・指導監督	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
53	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証保育所施設長研修 年300名</li> <li>・認証保育所中堅保育士研修 年300名</li> <li>・家庭的保育者研修（認定研修 年100名、現任研修年100名）</li> <li>・居宅訪問型保育研修（基礎研修 年50名、専門研修 年50名）</li> <li>・病児病後児保育研修 年20名</li> <li>・病児病後児保育（訪問型）研修 年20名</li> </ul>	福祉保健局
54	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	<p>開設準備経費補助（国制度） 2施設 (国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応)</p> <p>開設準備経費等への補助11園</p> <p>区市町村立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園（平成28年4月1日予定）である。</p>	<p>福祉保健局</p> <p>生活文化局</p> <p>教育庁</p>
55	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働く職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行うとともに、従業員の児童のほか、定員の一部に地域の児童も受け入れる事業所内保育施設への区市町村の取組を支援します。 (再掲)	(No. 41参照)	福祉保健局
56	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲）	(No. 42参照)	福祉保健局
<b>イ. 地域での子育て支援</b>				
57	一時預かり事業補助	病気などで一時的に子育てができない場合などに子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型 600,746人</li> <li>・余裕活用型 5,111人</li> <li>・都単独型 30,136人</li> </ul>	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
58	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 208,059人	福祉保健局
59	子供家庭総合センターの整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かして子供に関する様々な相談を幅広く受け止めるとともに、相談内容に応じて、最も適切な機関が専門的な対応を行うなど、子供と家庭の問題に総合的に対応し、支援するための拠点として、子供家庭総合センターを設置します。	平成24年度整備終了（平成25年2月開設）	福祉保健局 教育庁 警視庁
60	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型53か所 ・従来型1か所 ・小規模型6か所 (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	福祉保健局
61	子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	都単独型について、市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。一般型及び連携型については子ども・子育て支援交付金により実施。	福祉保健局
62	親の子育て力向上支援事業	育児に自信のもてない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
63	区市町村相談対応力強化事業	地域子育て支援拠点（センター型/子育てひろばB型）のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化を支援します。また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家によるスーパーバイズの実施を支援し、取組を促進します。	平成24年度事業終了（事業内容については、平成26年度は保育緊急確保事業のうちで継続）	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
64	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,150単位 (子ども・子育て支援交付金により実施)	福祉保健局
	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,167か所 区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助します。	教育庁
	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内11か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあたっています。	福祉保健局
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施	福祉保健局
	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する妊婦・母子に対して、出産退院前後、一定期間の宿泊ケアやデイケアの実施、またその活用を視野に入れた助産師等による継続的な相談支援などにより、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	平成27年度まで子供家庭支援区市町村包括補助により実施 平成28年度からは包括補助の個別メニューとしては廃止し、27年度から開始した出産・子育て応援事業に統合。出産・子育て応援事業に該当しない事業は、国の妊娠・出産包括支援事業または子供家庭区市町村包括補助のその他のメニューにより実施。	福祉保健局
	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	平成26年度事業終了	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
70	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応(No. 66参照)、子供家庭支援センターにより対応(No. 60参照)、要支援家庭の早期発見・支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)  通常業務を通して実施 警視庁と東京都福祉保健局との児童虐待防止連携強化に向けた「確認書」に基づき、相談機関のさらなる周知と活用、意見交換会の場の拡充、相互研修制度等を強化推進する。また、各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努め、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っていく。	福祉保健局  警視庁
		学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成26年度から）の全校に学校サポートチームを設置し、多様化、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進する。	教育庁
71	子供の心診療支援拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関	福祉保健局
72	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲）	(No. 47参照)	福祉保健局

# 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
<b>ウ. 仕事と子育ての両立が可能な環境整備</b>				
73	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働く職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行うとともに、従業員の児童のほか、定員の一部に地域の児童も受け入れる事業所内保育施設への区市町村の取組を支援します。 (再掲)	(No. 41, 55参照)	福祉保健局
74	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。(再掲)	(No. 42, 56参照)	福祉保健局
75	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。 企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲)	(No. 36参照)	産業労働局
76	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	産業労働局
<b>エ. 行動しやすいまちづくり</b>				
77	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 ・福祉のまちづくり推進計画の都民参加による事業の評価 ・カラーユニバーサルデザインの庁内理解の推進	福祉保健局
78	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）	平成25年度をもって継続事業（3年間）も含め事業終了（新規指定は平成23年度をもって終了）	福祉保健局

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局		
			事業規模			
		(2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（とうきょうトイレ事業）	平成24年度事業終了	都市整備局		
		(3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	(3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業43両			
		(4)鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業)	(4)鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) 3駅			
			エレベーター供用開始 2駅2基 (年度末累計 106駅 227基)	交通局		
			エスカレーター 供用開始0駅0基 (年度末累計 104駅 779基)			
		(5)ノンステップバスの導入	平成24年度終了 全車ノンステップ化完了（年度末累計1,452両）			
79	子育て家庭の外出環境の整備	(6)マタニティマークの普及への協力		福祉保健局		
		子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)			
<b>(3) 介護に対する支援</b>						
<b>ア. 介護への支援</b>						
80	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）における主なサービスの目標量（見込み） 訪問介護(ホームヘルプサービス) 28,287,661回/年	福祉保健局		
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	訪問入浴介護 673,109回/年			
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	訪問看護 5,450,076回/年			

## 平成28年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成28年度予定	所管局
			事業規模	
		訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	訪問リハビリテーション 1,059,437回/年	
		通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護（デイサービス） 7,394,459回/年 通所リハビリテーション（デイケア） 2,163,709回/年	
		短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 2,846,370日/年	
81	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	106ユニット（980人）	福祉保健局
82	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 19か所 1,651人 ・継続 28か所 2,919人	福祉保健局
83	介護保険施設の整備(老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 3か所 269人 ・継続 6か所 581人	福祉保健局
84	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。（再掲）	(No. 76参照)	産業労働局